

多機関ワンストップサービスについて

1 多機関ワンストップサービスの流れ

① 相談の受理

警察等の最初に相談を受理した機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。

② 総合的対応窓口への情報提供

上記①の相談受理機関等は、複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要性が考えられる場合、和歌山県犯罪被害者等総合的対応窓口へ配置されている「犯罪被害者等支援コーディネーター」へ情報提供を行います。

③ コーディネーターによる支援

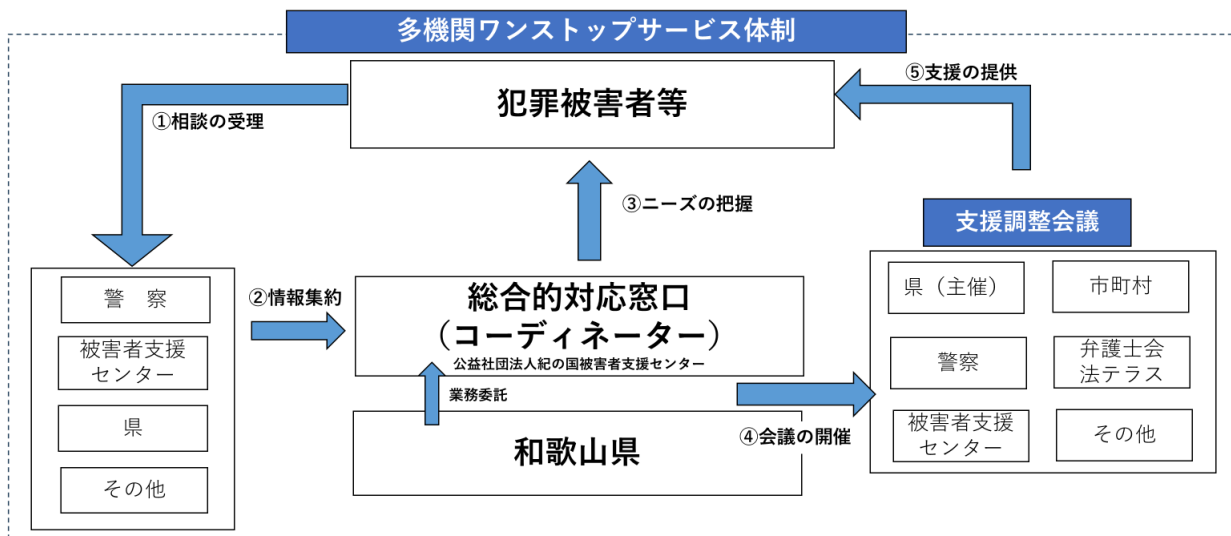
犯罪被害者等支援コーディネーターが、犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。

④ 支援調整会議の開催

県が事務局となり、支援計画に係る関係機関等が参加する「支援調整会議」を開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。

⑤ 支援の提供

関係機関等が支援計画に基づき支援を提供し、コーディネーターが進捗状況を確認することにより、途切れない支援を行います。



2 対象事案(未遂を含む)

- 殺人、強盗致死傷、強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ及び監護者性交等、略取及び誘拐、人身売買、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、傷害致死、全治1か月以上の傷害
- ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷
- その他、県が必要と認めた事案

3 支援対象者

- 対象事案の犯罪被害者及びその家族又は遺族であり、県内に住所又は居所を有する方
- 県内で発生した対象事案の犯罪被害者及びその家族又は遺族